

予算常任委員会議事録

(令和元年12月10日)

予算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和元年12月10日(火) 午前10時10分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 村井 浩二 副委員長 中村 直幸
 委員 羽山 茂男 辻本 馨
 阪口 寛 西田いく子
 山田 強 寺町 幸雄
 田中 祐二 建石 良明
 議長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 浅野 克己 住民人権課長 米田 正径
 副町長 松村 勝之 観光産業課長 西本 武史
 教育長 勝良 憲治 生活環境課長 浅井 尚和
 総務部長 今川 新八 子育て支援課長 小路 展裕
 まちづくり推進部長 浅野 達雄 福祉課長 松岡 健一
 健康福祉部長 横田 勝 高齢介護課長 東條 信也
 教育次長 田中 清 健康増進課長 松井 靖
 秘書課長 堀内 孝茂 保険医療課長 子安 逸二
 総務政策課長 奥埜 哲生 教育総務課長 池田 貴則
 財政課長 吉田 雅樹 生涯学習課長 鳥取 勝憲
 会計管理者 奥野 展久 学務指導担当課長 西野 直美
 兼会計課長
 税務課長 林 達也 学校給食C所長 富田 昌彦
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件

(1) 議案第44号 平成31年度太子町一般会計補正予算(第6号)

午前10時10分 開 会

○村井委員長 皆さん、おはようございます。

本日、予算常任委員会を開催させて頂きましたところ、ご出席頂きましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○浅野町長 それでは、予算常任委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方にはご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本委員会に付託された案件でございますが、議案第44号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第6号）の1件でございます。何卒よろしくご審議頂きまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○村井委員長 本日は、全員出席して頂いておりますので、会議は成立致しました。

これより委員会を開会致します。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、補正予算案件が1件でございます。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議案第44号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第6号）、これを議題と致します。本件について説明を求める前に、皆様にお諮り致します。内容の説明につきまして、それぞれ所管の歳出歳入の説明を一括して受け、その後、質疑に移りたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○村井委員長 ご異議なしと認めます。それでは一括して説明を求めます。

○今川総務部長 議案第44号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1頁をお願い致します。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項の既定の歳入歳出予算額に歳入歳出それぞれ3千273万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億9千74万円とさせていただきます。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、すみません4頁をお願い致します。

第2表、債務負担行為補正として表を添付させて頂いております。

地域公共交通事業において、地域公共交通網形成計画に基づき作成致しました地域公共交通再編案の事業のうち、町が運営主体となる支線交通について、運行業務を含めて民間事業者へ運行委託して頂くために、本年度と次年度にまたがる業務委託契約を本年度中に締結するに当たり、次年度に契約に基づいた金額を支払うのに必要な予算の債務負担行為を行うというもので、期間は、本年度から令和2年度までとし、限度額を1千120万円とさせて頂くものでございます。

続きまして、歳出補正についてご説明申し上げます。

10頁、11頁をお願い致します。

本補正予算は、令和元年人事院勧告に基づいた国家公務員の給与改定に準じた改定を行うべく、人件費の増額及び本年4月に実施致しました人事異動等に伴う人件費の精査を行っております。

今回の補正予算の1款議会費から最後の9款教育委員会費までの職員人件費、秘書課配当の個別内容についての説明は出来れば省略をさせて頂き、職員人件費の全体的な内容を総括して、説明に代えさせて頂きたいというように思います。

まず職員給料、全体で1千825万2千円の減額をさせて頂いておりますが、内容と致しましては、人事院勧告に基づいた給与改定の影響で37万1千円の増額となるものの、人事異動で1千862万3千円の減額となっております。

次に職員手当等では、全体で463万8千円の増額。内容と致しましては、人事院勧告に基づいた給与改定の影響で241万5千円の増額となるものの、人事異動等で1千264万8千円の減額となりますが、年度途中での早期退職者1名、1千487万1千円の退職手当を増額させて頂いております。

更に共済費では、392万4千円の減額。内容と致しましては、人事院勧告に基づいた給与改定の影響により43万9千円の増額となるものの、人事異動等により436万3千円の減額となっております。

今回の補正予算は、人事院勧告に影響した増額要因があるものの、人事異動等の影響による減額補正となっておりますが、特に主な要因と致しましては、職員1名の本年4月の早期退職により人件費に不用額が生じたことや育児休業職員が増加したこと等による影響となっております。

それでは、人件費以外の総務部が所管する補正内容でございますが、2款総務費、1

項総務管理費、3目会計管理費、事業別区分の会計管理事業で44万円の増額、これは令和2年4月から創設されます会計年度任用職員制度に伴って、歳出の節体系から、7節の賃金を削除する地方自治法施行規則改正に対応する為、財務会計の変更を行う経費で財源は全て一般財源となっております。

4目財産管理費、事業別区分4の普通財産管理事業で400万円の増額、これは、府道新美原太子線の太子町東交差点北西部の公有地について、来る聖火ランナー時の来訪者やイベント等における仮の車両置き場に利用するための仮整地及び進入路確保の為の歩道切り下げ工事を行うというものでございます。財源は全て一般財源ということになってございます。

次に、8頁と9頁の方、見開きの2頁をお願い致します。

歳入でございます。

只今、ご説明申し上げた人件費を含む総務部所管の事業につきましては、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額934万7千円の増額としております。財政調整基金の繰入金をもって財源調整を行っておるというものでございます。

以上が、総務部が所管致します補正内容でございます。

○横田健康福祉部長 続きまして、私より健康福祉部が所管致します項目の補正予算内容につきまして、歳出予算からご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の12頁、13頁をお願い致します。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額525万3千円の増額、うち事業別区分の7、過誤納還付事務事業費用の23節償還金利子及び割引料で償還金223万5千円の増額、これは平成30年度の育成医療、更生医療、障害者自立支援給付費、入所医療費の事業精査に伴う国庫負担金償還金でございます。

次の頁をお願い致します。

2目障がい福祉費、補正額2千800万円の増額。

事業別区分の3、障がい児通所支援給付事業、20節扶助費、400万円の増額、これは児童発達支援及び放課後デイサービスの利用者の増加に伴うものでございます。事業別区分の4、障がい者自立支援給付等事業、20節扶助費2千400万円の増額、これは居宅介護及び生活介護等の介護給付、訓練等給付利用者、又、移動支援及び日中一時利用者の増加に伴うものでございます。

6目ひとり親家庭医療助成費、補正額75万7千円の増額、事業別区分の1、ひとり

親家庭医療費助成事業で、うち20節扶助費の75万6千円は対象者の受診回数の増加に伴うもの、又、23節償還金利子及び割引料1千円、これは大阪府の補助金検査に伴い補助金に返還が生じたことによるものでございます。

次の頁をお願い致します。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康管理費、118万8千円の増額、事業別区分の6、母子保健事業の13節委託料、これは母子保健情報連携システムの改修費で、乳幼児期から学童期の健康情報を一元的に管理し、乳幼児健診の健康情報を市町村間での適切な引き継ぎ等の連携を図るための改修を行うものでございます。

続きまして、歳入でございます。

恐れ入ります。8頁、9頁をお願い致します。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額1千150万円の増額、居宅介護及び生活介護等の介護給付・訓練等給付事業及び放課後デイサービス等の障がい児通所支援給付事業に伴う負担金で、事業費の2分の1を見込んでおります。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額250万円の増額、移動支援や日中一時支援等の地域生活支援事業に伴う補助金で、事業費の2分の1を見込んでおります。3目衛生費国庫補助金、補正額79万2千円の増額、妊娠出産包括支援事業における母子保健情報連携システム改修費の3分の2を見込んでおります。

15款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、補正額575万円の増額、居宅介護及び生活介護等の介護給付・訓練等給付事業及び放課後デイサービス等の障がい児通所支援給付事業に伴う負担金で、事業費の4分の1を見込んでおります。2項府補助金、2目民生費府補助金、補正額162万8千円の増額、うち日中一時支援等の地域生活支援事業費補助金125万円、事業費の4分の1を、又、ひとり親家庭医療費公費負担事業費補助金37万8千円、事業費の2分の1を見込んでございます。

健康福祉部が所管致します補正内容の説明は、以上でございます。

○浅野まちづくり推進部長 それでは、私の方からまちづくり推進部が所管する補正内容についてご説明申し上げます。

18頁、19頁をお願い致します。

6款商工費、1項商工費、3目観光推進費、事業区分1の観光推進事業で1千11万2千円の増、これは観光まちづくり協会の移転に伴う公有財産購入費及び登記等委託料の予算を計上しているものでございます。内訳と致しまして、13節委託料で所有権移

転登記委託料を25万7千円、17節公有財産購入費で、当該山田地内の用地、公簿面積205.31平方メートルの公有財産購入費985万5千円を計上しているところでございます。尚、財源は全て一般財源でございます。

次の頁、20頁、21頁をお願い致します。

7款土木費、1項都市計画費、3目下水道費、事業区分1の下水道事業特別会計操出金事業で90万1千円の増、これは下水道事業特別会計操出金事業におきまして、職員人件費の財源と致しまして下水道特別会計へ繰り出すものでございます。

以上が、まちづくり推進部が所管する補正の内容でございます。

○池田教育総務課長 続いて教育総務課所管の補正予算の内容について、ご説明申し上げます。

補正予算の主な内容につきましては、大阪府補助事業となる市町村医療的ケア等実施体制サポート事業の実施に係る経費で、令和2年度、町立磯長小学校に新たな障がい児童の受け入れに要する経費でございます。

小中学校に設置する支援学級は、障がいの種別に応じてクラス編成することとなっており、現在、磯長小学校には、知的障がい、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がいの3クラスが設置されております。令和2年4月より、新たに、肢体不自由の児童の受け入れが確定し、新たなクラスの設置が必要となった為、教室の改修及び対応した備品の購入が必要となったところです。

大阪府は、医療的ケアを要する児童生徒や重度化、多様化する障がいのある児童生徒の小中学校への就学機会を拡充し、より安全な学校生活や教育活動を保証する等、教育環境の充実を図ることを目的に、市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金を交付しており、同補助金を活用することにより、2分の1の府費補助を受け、所用の措置を行うものです。尚、本補助事業は、当該児童生徒の入学する前年度中に事業完了することとされているため、今回の補正予算により対応するものでございます。

それでは、補正予算の詳細について、ご説明させていただきます。

まず、歳出でございます。

22頁、23頁をお願い致します。

9款教育費、2項磯長小学校費、1目学校管理費で、補正額242万9千円の増額補正でございます。工事請負費として69万1千円、支援教室のエアコン設置工事及び教室扉の改修工事を行うもの。又、備品購入費として173万8千円、車椅子用の階段昇

降車の購入費を計上してございます。

続きまして、歳入でございます。

8頁、9頁をお願い致します。

15款府支出金、2項府補助金、8目教育費府補助金で、学校費補助金として市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金として、事業費の2分の1に当たる121万3千円の歳入を見込んでおり、残り2分の1を財政調整基金繰入金で措置するものでございます。

教育総務課が所管する補正予算は以上でございます。

議案第44号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第6号）の説明は以上でございます。何卒よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い致します。

○村井委員長 只今、歳出歳入について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○中村委員 駐車場というか、もらった土地の駐車場の件でお尋ね致します。400万円と金額なんですけれども、どこまでどれぐらいされるんですか。

○吉田財政課長 向少路の公用地の整備内容でございますけれども、整地を行うのが約9千平方メートルで、歩道の乗り入れ部分を大型バスが進入出来るように5メートルから8メートルに改修する工事と、碎石を約15トン程度、900立方メートル、タイヤローラで締め固めを行う造成工事を行う計画でございます。

○中村委員 ローラでということですが、どれぐらい敷かれるんですかね。

○吉田財政課長 900立方メートルでございます。

○中村委員 900平方メートルのものですけれども。

（「碎石が900立方メートル」の声あり）

○中村委員 900立方メートルを面積に割ったら厚さはどのぐらいになりますか。

○吉田財政課長 10センチメートルから15センチメートル程度でございます。

○中村委員 乗用車であればそれで充分だろうと思うんですけれども、バスの入ることであれば、そこらはお調べになったんですか。

○吉田財政課長 バスでこの厚さで大丈夫ということで、一応計画しております。

○中村委員 バスのトン数はご存じですか。

○吉田財政課長 20トン程度と思います。

○中村委員 20トンではないんですけれども、16トンなんですけれども、普通我々のトラックであれば12トンぐらいなんですけれども、弊社の私の方の車では車がタイヤが12個ありまして、バスの場合は6個なんです。そうするとめり込む率が非常に高いので、普通のバスの駐車場ということになると相当守備よくしておかないと、問題になるというふうな思いがありますもので、そういった意味でお聞きしました。

それと、そしたら面積的にいって水の排水、雨水の排水はどうなるんですか。

○吉田財政課長 現在平らな部分の真ん中に水路があるんですけれども、その辺を活用して雨水を流す予定となっております。

○中村委員 勿論そうなんですけれども、私どもは600平方メートルほどの駐車場なんですけれども、1ヶ所に集まると今現在の雨水だと相当な量が出ます。そこらは大丈夫なんですか。一気に下に池の辺りに行くということはまず不可能だろうと思います。あそこは今現在、排水等々が壊れているし、そういったところはどうか。

○吉田財政課長 大丈夫と考えております。

○中村委員 そしたら、次に、駐車場ということで、相当な方々がお見えになるということなんですけれども、昨年、境界とか等々で、しっかりと境界を教えてくださいと、見学に行ったときにわからない状態で、又、わかったら再度見に行くからということで結局なしのつづてになっているんですけれども、立木等々の整理はされないんですか。それと竹藪、奥にプレハブの廃墟、こういったものも皆見られるわけですよ。そこらはどうなんですか。

○吉田財政課長 今年、予算が180万円ついておりまして、今現在80万円程度使っております、100万円程度余っておりますので、樹木とか竹藪等につきましてはそちらの費用で充てていきたいと考えております。

○中村委員 廃墟のプレハブはどうなんですか。

○吉田財政課長 その辺も撤去するように、今後検討して参りたいと考えております。

○西田委員 人件費のところでは聞きます。せっかく人勧でわずかながら上がったはずなのにマイナスが多いなと思うのですけれども、その中の1つに育休で人件費が減ったというのがありましたけれども、その分正職員さんがいなくなる分、その担当の部署は大変だと思うんですが、人はきっちりその人分か、その人以上で充てられているんですか。

○堀内秘書課長 育児休業の方につきましては、出来るだけ皆さんアルバイトで、その中の補助をさせて頂いているところになっております。

- 西田委員 1対1、1人の人が育休をとったらアルバイトさん1人。
- 堀内秘書課長 基本的にはお一人休まれた場合は、1人アルバイトを代替で補充するという形でさせて頂いております。
- 西田委員 それで、担当の部署が支障なければいいんですけども、正職員さんとの代わりとなりますと、1対1で本当にいいのかなと思いますので、その辺りは1人やから1人ではなく現場を見て考えてもらいたいなと考えておりますので、よろしくお願ひします。
- 村井委員長 他にございませんか。
- 羽山委員 磯長小学校の件ですけれども、予算書を見たらエアコンの設置と扉の改修ですか、を予算計上されておるんですけれども、他に例えばその他当事者の子どもが校門から教室まで行くのに、勿論介助員等をつくとは思うんですけれども、段差というか、バリアフリーに車椅子でたどり着けるようにはなっているのでしょうか。
- 池田教育総務課長 皆さんお知り置きのことと思いますが、バリアフリーについては磯長小学校はかなりまだ遅れているところがございます。この間受け入れに関しましては保護者の方とも何回も協議といたしますか、ご相談を申し上げまして、一応必要最小限なバリアフリーの対策を今回上げさせて頂く予算の範囲内でやらせていただくと。残りについては順次必要な箇所が見つければその都度対応するというお話はさせて頂いております。現実にはなかなか全ての箇所を今の段階で対応することは出来ないということで、一部残るところはございますが、登下校も含めて人的な対応も含めて対応することで問題ないだろうということで、保護者の方のご理解を頂いておるところでございます。
- 羽山委員 ユニバーサルデザインというんですか、というので学校のトイレの洋式化というのも考えてはると思うんですけれども、磯長小学校だけに限らず、中学校、山田小学校もそういう方が発生する可能性があるので、出来るだけそういうトイレの改修とかを早く進めて頂きたいなというふうには、要望ですけれどもお願ひします。
- 村井委員長 他にございませんか。
- 西田委員 観光まちづくり協会についてお尋ねします。これは太子町の観光行政のあり方が問われていると思うんです。観光協会を作って太子町の町を知ってもらってということが始まったと思うんですが、何回も言ってますけれども、一番最初に議会で取り上げて答弁を求めて答弁したかなと思うのが、25年、2013年の6月議会で、その当

時山田議員が協会設立後の現状を尋ねたら、町長は、観光振興やまちおこしの核となる組織の設立を目指して協会設立までのお手伝いをさせて頂いた。協会と行政が持つそれぞれの資源を有効活用し、協働による取り組みを推進する為、連携内容を明確にした協定、所謂包括的協定を締結することを視野に入れております。こう答弁されたんです。でも、この間聞きまして、その答弁を棚晒しにしたまま、今、2019年まで手をつけてこなかったことが、前回の9月議会では附帯決議も出ましたし、私なんかはあの生涯学習施設が観光交流センターに建つということになったら、それは協会はどうなるのやろうと皆思ってくれたと思うんですけども、何もこの間出てこなかったんで、きっと太子町の公共施設のどこかを間借りすると思っていたんですが、それが今回、用地買収ということなんです。観光行政のあり方、これをちょっとどう考えているのか。包括協定締結を視野に入れておりますを棚晒しにしてきたことの反省について、ちょっとお聞きしたいんです。

○西本観光産業課長 今ご質問を頂きました本町の観光行政のあり方、特に協会との関係ということでご質問がございました。

約7年程前ですか、観光協会を設立致しました。今ご説明がありましたように、観光まちづくりの核となる組織として立ち上げました。それは本町は皆さんご存じのように自然と歴史、二上山なり御陵なりそういった豊富なまち、それとちょうどまちづくりという機運が住民の方にも芽生えてきて、代表される春のイベントであったり、秋のイベントであったり、聖燈会なり、そういったイベントが軌道に乗り始めてきた。そういったイベントが往々にして廃れていっているんですね、他の市町村を見ていましたら。せっかく立ち上げたイベントを町としてもそれを起爆剤にして発信していきたい、そういうふうな思いもありまして、既存の観光資源を活用しながら町をPRする、魅力を発信する、更にはまちづくりの機運を高めて地域の皆さんが楽しんで頂ける、そういうふうな思いもあって、町とその当時の前身の観光協議会が一緒になって観光まちづくり協会を立ち上げたという経過がございます。

そういう意味で観光行政のあり方ということなんですけれども、本町はそういった資源を利用した観光施策を打って行って、又、それに必要な基盤整備をして参りたいと思っておりますし、あわせて車の両輪としまして、協会の方ではそれを更に地域に根差し込んでいる、広く発信していく、そういう組織であればということで、所謂車の両輪という形で進んで参りました。

その中で2つ目のご質問の当時包括協定の話もあったのだけれどもどうなっているのだというご質問でございますが、そこは完遂するべきところがございます。ただ先程先日も協会とも話をしておったんですけれども、今のこの聖徳太子の没後を迎える中で、今の時期に何とかお互いの立ち位置を考えながらそれぞれの活動が相互認識出来るような、そういうふうな包括協定は何とか立ち上げないと、ということで今その包括協定につきましては協会と町の方で一緒になって前向きに検討しているところでございます。

○西田委員 協会の会長さんは一生懸命頑張ってくれているのではないですか。改めて考えたら、社協の会長さんもボランティアでやっているかわりに、この協会の会長さんも本当に顔を出しておられるのにほぼボランティアでしょう。そういう人が一生懸命頑張っていることに力を合わせてというのだったら、もう少し丁寧な対応が必要と違うのかなと思うんです。

だからちょっと協会の認識と町の認識がずれてきているのではないかなというのが心配なんです。これを合わせてもらわないとこの後の観光のあり方が変わってくると思うんですけれども、25年のこのときもこういう答弁だったんですが、観光まちづくり協会と行政の共通の命題は、町の活性化これに尽きると思っております。これに尽きると思っておりますまで言って、目的を同じくした様々な分野で連携することが活力あるまちづくりにつながるものというふうに考えております。こう言っておられたんです。この間都計審に私は入らせてもらったので、その中で色々話題になった中で、観光がというのだったらトイレがちょっとねという話があったときに、会長さんが発言してくれたのが、太子町のまちは観光客を呼んで観光のまちにしようとしているのに、トイレをきれいにしてくれとか言ってくれていたらいいんです。要望が全く通っていない、観光協会をどう考えているのか、という発言がありましたし、それに対する部長の発言が、私も観光の認識はそうだったんですが、観光を商いにするというよりも太子町を知ってもらう、訪れてもらうという考えでと言って、だから2人の会話がかみ合っていないように思えたんです。共通の命題はまちの活性化ですよ。この思いが統一されていないように思うんですけれども、その点はどうですか。

○松村副町長 観光協会について度々質問を頂いておって、一番この計画の上は私だなというふうに思っております。町長が就任以来、観光、それからまちづくりを中心にとすることで、世間では珍しくまちづくりをテーマにした観光協会は素晴らしい組織だなと私も自負はしております。先程から包括協定ということでもあります。確かに説明不足で

遅れてはいますけれども、一番大きな原因は、基本的に包括協定というのは産学民ということで、なかなか行政では出来ないところを一緒にやっというのが包括協定でございまして、観光まちづくり協会自体がまだ任意団体ということで、なかなか行政との包括を組むにはいろんな壁があるというのが現実でございまして。出来れば観光の計画の中で法人格を取得し、それで尚かつ自主運営が出来る、このことを目的にした包括協定が一番ベターかなというふうに協会と話をしており、なかなか動きが悪いというところは我々も反省しなければならないというふうに思いますけれども、地道にやっておりますのが協会の組織自体をどうするのかということでありまして、今回の再任用制度を利用して観光協会と話をして、ちょっとでも観光協会が組織として運営出来るようなノウハウを提供する為、聖徳太子没後1400年を見込んで前の総務部長の奥埜君が局長として観光産業課の職員として再任用で今、観光協会の職員と机を共に仕事をやらせて頂いております。これは包括協定とは言えませんが、それに似た事業を地道に我々も考えながら観光協会の支えとなるような行動を示しております。

それから、そういうことで一番問題なのはまちづくり自体は他の市町村よりも聖燈会とか灯路祭りとか本当に目覚ましい発展でいろんな方に来て頂いて、我々も誇りに思うような事業を展開しておるんですけれども、そちらの方に手がとられて観光の事業が出来ていないというのが、協会からのやはり1つの意見でもあるし悩みでもあるということで、今回は職員も増やしながら観光にも力を入れてほしいということで組織の見直しも図っておるところでございまして。

トイレの要望につきましては、ちょっと会長の認識自体も我々も余り積極的な説明が出来てなかったのだなとは思いますが、今現在、観光グランドデザインを作成中でありまして、個々にトイレどこがいいのという話を全部今まとめております。それを1つの図面に落として、例えば上ノ太子から太子町を一周回った所にどこにトイレが必要になるかも全部今整理をしております、あとは財源の問題はありますけれども、そこを踏まえて一定のルールを作って計画的に整備をしていきたいというように思っておりますので、ちょっと協会の会長並びに我々の認識がもうちょっと共通に持てて話が出来たらいいなと思いますけれども、又、議会の先生方にもグランドデザインがあらかた完成をし始めたらしっかりと計画を示して、今後の観光振興をしっかりと行政がやっていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いします。

○西田委員 太子町の観光について一生懸命考えてくれている方に、そういう計画がある

のだったらきっちり伝えてあげて安心させてあげた方がいいかなと思いますので、又、よろしくをお願いします。

それと又、一番大きな自主運営出来るようにしていきたいなということなんですけれども、そうしていくんですか。ちょっと調べてみたら、思い出そうと思って、そしたら自然休養村センターだったときにそこに食堂が入ってましたよね。その当時の決算書を見たら月々4万円儲けていて、年間48万円の収入があったんです。多いか少ないかは別としましてそういう収入が出ていたんです。道の駅は、その当時だったら、今でも10万円だったっけ、家賃収入があると思うんですけれども、なかなかまだひとり立ち出来ていないということで、町から助成金、アルバイトということで2人分433万円程出ていたんです。協会もそういうふうに、今度新たに建物を建てる予定なんですけれども、自主運営とはどこまでやってもらおうという考えなんですか。

○西本観光産業課長 協会の自主運営のことについてでございますか。現在協会の方にはなかなかまだ独立というところは現実に、その運営の補助ということと、あとマスケットキャラクターのたいしくんの委託を行っております。協会の方に行っております。その大きく2つの補助、それと委託の中で協会の方がそういった意味で財源を確保しながら活動をされている。その中で協会の方も独自の財源を生み出すということで、特産品的なものをつくられて、それを売ることによって利益を得られていると、そういうことでの活動をされています。

○西田委員 自主運営の1つにそういう商品の開発というのだったら、今回あその場所にはなかなか調理室は無理やねという話になって、それを必要だと言ってくれていたのだったらすごく早急に考えなあかんと思うんですけれども、一番簡単なのは開発チームが新しく出来る生涯学習施設に入ったらいいかなと思ったんですけれども、そういうことも含めてそれも心配しておられると思うので、方向性は少しは示しているんでしょうか。どうなっていくんでしょうか、調理室は。

○西本観光産業課長 調理室は皆さんご存じのように、当初は新しい所での設置を予定しておりましたが、そこは一旦候補地から外して断念した結果になりまして、今改めて検討はしているところでございます。

○西田委員 保健所対応というのはどういうことというのがちょっとわからなくて、広さに対してではないというのを聞いているんです。いらっしゃるから聞いてもいいかしら。開発することに、新しく出来る生涯学習施設の調理室を使うということはやぶさかでは

ありませんよね。

○鳥取生涯学習課長 ご質問の通り新しい生涯学習施設の調理場で開発チームさんが、例えばハチミツと砂糖を混ぜたらおいしい味が出来るねという研究をして頂くのは全然やぶさかではございませんし、それを皆さんで試食して頂く、それも全然問題はございません。

○西田委員 保健所対応というのが少しわかりにくいので、又、そういったこともどういふのが必要でないと開発チームが商品売って、それで黒字を出そうかなというところまでいくのでしょうか。自主運営と思ったらそういうことになるのか、それをちょっと今考えてくれていると思うので、調理室の扱いについてわかったら、又、皆議員に伝えて頂けるようお願いしておきますのでよろしくお願いします。

○村井委員長 他にございませんか。

○西田委員 また言います。私が一番それで心配しているのが、用地購入費の985万5千円、これ古民家ではなくて古家と思うんですけども、この古家の解体工場の費用は含まれているのでしょうか。

○西本観光産業課長 用地購入費の中には解体費用は含まれておりません。

○西田委員 これも空家等対策協議会、私は傍聴に行ったんですけども、そこで大阪建築士会理事の方がおっしゃっていたのが、解体費用が高騰していて何百万円もすると。太子町の古民家も限界体力だと。建物がついていたら本当にハードルが高いというようなことを言ってくれていたし、大阪府宅地建物取引協会の方は、全国的に空き家が広がっていて、相続税絡みが多くて何かぐちゃぐちゃになってきた。国も自治体も手を出せないところが多いと。解体費は本当に高くて地方に行ったら土地を売っても地価より高くプラスにもならない。土地を売ろうと思ったら逆にマイナスになるというような話もあったんです。だからどこでも今増えているのは、自治体に何とか寄附するから引き取ってくれへんかみたいな話も増えていますよというような話がここであったんです。

太子町でいってもなかなか建物がついていたらしんどいねというような話もあったのに、これ鑑定してもらったのは土地値でしょう。土地は道路にも面しているし60坪近くもあつたらこれぐらいかなと思うんですけども、この除去費用が入っていないというのが気になるんです。それでいったら、いろんな土地を購入するときには二子塚であったりとか西条線であったりとかでも物件補償費というのがついているというのは、ああそうなんやと思ったんですよ。今回そういうのはついてないではないですか。それは

どうしてなのでしょう。

○浅野まちづくり推進部長 今回の購入費の中に物件補償費を予算計上していないかということのご質問かと思うんですけれども、ちょっと簡単に今までの経緯についてご説明を申し上げます。何でかという、実際にはまだ交渉というんですか、正式には行っていないんですけれども、当然事前に所有者の方との意見交換であったり意向というのがあります。その流れで今回予算を計上しておりますので、経緯だけ簡単にご説明を申し上げます。

まず、平成29年、約2年前にこの土地の所有者の家族の方から町職員に相談がございまして、空き家の老朽化の対応に苦慮していると。例えばこの土地をこの空き家を取り壊して駐車場等にした場合に土地の固定資産税はどうなるのだというような形で、この中で色々なことを検討されているということで、税の関係で問い合わせがあったので、担当職員は、基本的には固定資産税というのは住宅用地で200平方メートルまでは6分の1、残りが3分の1になりますので、単純に計算しますと現在の固定資産税は6倍になりますよというところの説明。このようなことを言われていたので、当該土地については非常に利用について検討されているというような情報を担当職員が役場の方に入れて頂きました。役場の庁舎近くの竹内街道沿いでそのような土地があるという情報を役場の方に入れて頂きました。これを受けまして、役場の内部で検討したところ、当然役場の隣接地でもございますし、竹内街道沿いでもございますので、具体的な用途はこの時点では決まっておりましたけれども、庁舎用地であったり道路用地であったり、場合によっては職員の駐車場であったり色々なことでこの用地については前向きに検討していこうやないかというところの政策決定がなされたところでございます。尚、このときにおきましては、他の公共用地もございまして、基本的には用地については借地ではなく購入という方向での方向性というのを決めたところでございます。その後、このようなことがありまして、30年には一度町の幹部職員で現地の視察に所有者の了解を得て現地の視察に行ったということでございます。

そういうような中で、平成30年の12月に生涯学習センターの建設予定場所につきましては、現在のまちづくり交流センターを取り壊して敷地の跡地で建設するというような方針が決まりました。このようなことから観光まちづくり協会の移転先の用地を検討することになりました。このことにつきましては、先の全員協議会等でも議員の皆さんにもお示ししましたように、町と致しましては合計8ヶ所、竹内街道沿いでN氏が持

っておられる旧の住宅であったり、駐車場であったり、役場近くのまた違う方の所有者のお家であったり、旧山本家住宅であったり交流館であったり、その近くの住宅であったりということで合計8ヶ所を候補に挙げて、その中で一番よりベターなところはどこだろうということを協議した結果、現在お示しの場所を候補地として挙げたわけでございます。

そのようなことから、今度はこの候補地につきまして当然観光協会等の意向も聞きまして、町としてはこの部分について積極的に今後交渉に向かっていこうということで、今年度、令和元年の8月に当該所有者の方に町としての意向をお伝えし、現状での状況でのこの用地の購入について役場としては考えておるんですけども、所有者さんのご意向はどうかという形でお聞きしました。そのときにその当時の所有者のご意向と致しましては、私としても利用に苦慮しているところで私の方も前向きに検討したいというような回答を頂いているところでございます。

その後、議会の方で色々ご議論頂いて、旧の既存の空き家についての活用を、基本的にはそれを生かした形での方法というのを考えていたわけでございますけれども、なかなか色々な課題がございましてしんどいというような形になりまして、今のところまだ当然リフォームというんですかそういう形はしんどいかと思うんですけども、まだ現在でも使えるものは使うという考えには変わりございません。そのような中で、所有者の方と今までの経緯の中で事前協議というようなところの中でのあくまでも話ですけども、一般的に用地を購入する場合、現状で買うということになれば、当然その上についている家屋の移転費用であったり、家屋の鑑定であったり、そういうのも補償費の中に入ってくるんですけども、そこは話の中で、役場の方で使って頂くというようなことは当然私としてはその方がいいというようなことでしょうし、逆に古い建物なのでそこら辺については補償費というか、その辺は出ないだろうということは、そういうことは余り期待していないというような、これも事前の中でのあくまでも話ですけども、そういうようなお話がございましたので、現在のところ補償費というのは予算に上げてないという状況でございます。

以上です。

○西田委員 これからお話もするということですし、聞いていたら持ち主さんも役場、公が買ってくれたらいいなというような話もしていらっしゃるみたいですので、そうはいつでも税金で買うものですから、解体費用のことは少し考えてもらえるようお願いし

てください。大体どれぐらい要るのだらうと思ったら、ネットで調べてもよくわからないんですけれども、木造だったら坪4万円から5万円とか、鉄筋コンクリートだったら7万円から8万円とか坪でかかるというのを、太子町がするのかお相手さんがするのかわかりませんが、更地ではないんですね。その点は少し考えて頂くよう、交渉で考えて頂くようお願い致します。

○村井委員長 他にございませんか。

○西田委員 すいません、向少路の公用地についてお尋ねします。180万円の草刈りをするときに都市公園のところに入ったと思うんです。180万円が単品で出ていなかったのので、当初出たときに何でお金を使われているのかなかなかわかりにくかったんですけれども、都市公園の中の草刈りということですが、これは行政財産と普通財産と、また今度は財政課がいらうということなので、どこが管理している土地ということになるんですか。

○吉田財政課長 昨年の12月定例会で西田議員の一般質問においても答弁させて頂きましたように当面は総務部財政課の所管として、草刈り等の維持管理業務につきましてはまちづくり推進部の方で行い、土地利用の方針がまとまりましたら所管をきっちり決めて対応して参りたいと思いますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

○西田委員 今回は向少路の公用地、これからもこの1日だけではなくて駐車場としては利用出来るようになるのかなと思うんですけれども、次年度からはそういう意味では財政課が持っている土地になるのかしら。

○吉田財政課長 今まで通り財政課の所管ということでございます。

○西田委員 この土地をいらったときにどこの課が支出するかというのはわかりやすくしてもらいたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○村井委員長 他にございませんか。

○西田委員 債務負担行為についてお尋ねします。地域公共交通で年度をまたがって1千120万円は委託するという事なんですけれども、今から詰めておかないとあかんということもあると思うんですが、そういうことはこれは支線交通の部分だと思うんですけれども、支線交通を委託したら毎年1千120万円かかるということか、全部委託ではなく、この1千120万円の内訳というか、教えて頂けますか。

○奥埜総務政策課長 現在補正予算に上げさせて頂いている債務負担の内容ということで、現在予定致しております支線交通につきましては、畑から山田等を出て一部が春

日地域を経て福祉センターというような形での路線を計画致しております。この部分につきます業者委託ということで、道路運行法に基づきます許認可を得た事業者ということに対しての委託ということになって参ります。内容につきましては、基本的に業務委託の来年度6月からということで、6月からの10ヶ月分ということで計上をさせて頂いております。内容的には運行、又、車両の管理、そして運行管理、又、車両の管理、又、事故対応、そういった全ての管理業務を含めましての委託ということになってございます。

尚、個々の車両の直接的な経費に係ります部分でございますけれども、燃料費又、車両に係る保険料、こういった部分につきましては別途来年度の予算で個別に計上させて頂くようにしておるところでございます。

以上でございます。

○西田委員 では地域公共交通会議の中でどれぐらい要るのだろうと言っていたのは、業者に委託した9ヶ月分が1千120万円だったら、年間かけたらもっとするということですか。

○奥埜総務政策課長 今回上げさせて頂いております部分につきましては、現在予定しております6月から3月末までの10ヶ月分ということでございますので、12ヶ月ということになりますとここの部分から若干2ヶ月分相当が増加するということになるということでございます。実際業者選定の中で、実際の事業費につきましては限度額ということで設定させて頂きますので、これ以下という形にはなっていないかというふうに思っております。

○西田委員 一般質問をするからいいんですけども、今、保険は、社協のバスとワゴン車でいくらかかっていましたか。700万円ぐらい。

○奥埜総務政策課長 現在福祉センターの運行につきましては300万円と400万円弱であったかというふうに考えております。

○東條高齢介護課長 予約型乗合ワゴンにつきましては約700万円から800万円までの間の経費となっております。

○西田委員 その支線交通は金剛バスに合わせて料金をとる予定ですね。今回、役場前のバス停は何か簡単に作れるかなと思っていましたら、府警からストップがかかりましたけれども、その後支線交通のバス停確定はスムーズに進むとお考えですか。両方を合わせて会議では来年6月にはエイヤーと全部やりますみたいな話だったんですけども、

お金をとるといったらちゃんと警察の許可が要りますよね。その点はお考えになっていきますか。

○奥埜総務政策課長 その辺りにつきましては現在調整等を進めておるところでございます。来々6月を目途にその辺りの部分を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○西田委員 さっきの観光協会のこととか地域公共交通のこととか、それはそれまでの積み上げでやってくることで次年度があるんですけども、次年度といったら新たな4年が始まる年度にもなりますよね。財政になるのか総務部長に聞いたらいいんでしょうか。これだけ次年度にかかわる重たい補正予算が出るというのは、補正予算の考え方からしていいんですか。補正予算とはと改めて調べてみたら、著しい社会情勢の変化、突発的な自然災害対策等、台風なんかすぐに出してあげないと思うんですけども、新たな財政事象が発生したときに編成されるというところからいけば、9月議会も大概重たい補正だったなと思いますし、この12月議会も大概だなと思うんですけども、こういう補正の立て方は別におかしくないんですか。

○今川総務部長 種々様々西田委員が今おっしゃった内容で、補正予算というのはそういう必要に駆られてということで補正を上げているということでもあります。当然年次的に必要な財源というのは当初予算で見させていただいておるんですけども、必要に駆られて今回の補正についても予算編成をしているところでございます。従いまして、それにかかる財源というのが、切り盛りをさせて頂いているというのが財政調整基金であって、財政調整基金という重要性についてもそこはきちんと見ながら、財政運営をさせて頂いているということだけご理解頂ければと思います。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

○西田委員 議案第44号、平成31年度太子町一般会計補正予算(第6号)について、反対の立場で討論を行います。

補正予算は著しい社会情勢の変化、突発的な自然災害対策等、新たな財政需要が発生

したときに編成されるという考え方からすると、生涯学習施設建設が観光交流センターを建て替えて建設されるとなった時点で協会の移転は考えなければならないことでしたし、聖火リレーについても当初はシークレットで進められていたとしても、バスを停める場所を確保しなければならないことは6月議会時点で既にわかっていたことではなかったでしょうか。将来を見越した町政全体についての計画性について反省を求めたいと思います。

観光協会の移転については、9月議会で附帯決議を上げたことで実施設計費、当初778万3千円と言っていたのが約500万円に抑えられるだろうという効果はありました。今回の用地購入費985万5千円は、土地値としては路線価なのか公定価格なのか市場価格なのか、色々鑑定した上で導き出された金額としては妥当なのだろうとは思いますが、空き家が全国的に目に見えて増えている中、解体費用は決して安くありません。地方では古家がついている土地は土地値より解体費用の方が高くて、売ればマイナスになる状況にあるそうです。今回の補正予算ではその古家の解体費用が見えてきません。計画性で言えば向少路の公用地を聖火リレーに間に合うだけの整地で終わらせていいのか、もう少し考えて頂きたいと思います。

公共交通のバス停も安易に考えていたようですが、警察協議が厳しいことは以前からお伝えしていたと思います。支線交通も料金をとることを前提に進めれば、警察協議で立ちどまらざるを得なくなるだろうとは、今から予測すべきだと思います。

財政が厳しいとよくおっしゃいますが、本当にそうお考えなのであれば、用地購入費は適正な価格なのか再度検討して頂くよう求めまして、反対の討論と致します。

○村井委員長 他にございませんか。

○建石委員 議案第44号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第6号）につきまして、賛成の立場で討論を行います。

本補正予算は住民ニーズへの対応の他、法律に定められた業務等を遂行する為のものとなっております。まず日本遺産の認定を受けた竹内街道沿いに本町の観光のまちづくりを進める為の拠点施設を整備するものであります。又、障がい児童受け入れ、体制確保の為の支援学級教室の整備や障がい者、障がい児に対する給付、ひとり親家庭医療費助成、国の施策に基づいたマイナンバー制度を活用した健康管理システムの改修等、子育て支援施策が盛り込まれております。更には地域公共交通の再編案を実施する為、令和2年6月からの支線交通の実証運行に向けて債務負担行為の設定を行うものであります。

す。

このように本補正予算は住民ニーズに配慮されたものや国の施策に基づくものが、限られた財源の中で効果的、効率的に取り込まれており、一定評価するところであります。今後においても更なる創意と工夫で限られた財源を効果的、効率的に配分し、安定した行財政運営に努められることを強く要望して、本補正予算の賛成討論と致します。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決致します。

議案第44号を原案通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立8名・反対2名)

○村井委員長 起立多数でございます。議案第44号、平成31年度太子町一般会計補正予算(第6号)は、原案通り可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は、全て終了致しました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れ様でございました。

午前11時19分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

予 算 常 任 委 員 長 村 井 浩 二